

今後の進め方について

令和 6 年 7 月 2 2 日

第 7 回日本語教育推進関係者会議

- 日本語教育の現状について委員ヒアリング①

令和 6 年秋頃

第 8 回日本語教育推進関係者会議

- 日本語教育の現状について委員ヒアリング② 等

以降、次期基本方針のあり方等について引き続き審議

※日程については、今後の日本語教育の推進に関する施策の動向等により、変更することがある。

(参考)

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）

（基本方針）

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（日本語教育推進会議）

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

（令和2年6月23日閣議決定）

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 基本方針の見直し

日本語教育推進法第10条第6項に基づき、日本語教育を取り巻く環境の変化や日本語教育に関する施策の実施状況等を勘案し、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更するものとする。

基本方針の見直しに当たっては、日本語教育推進法第10条第7項に基づき、基本方針の案について日本語教育推進会議において関係行政機関相互の調整を行い、その相互の調整に際して日本語教育推進関係者会議の意見を聴くものとする。